

おおい町空家等除却支援事業補助金交付要綱

〔 令和2年4月1日
告示第147号 〕

(趣旨)

第1条 おおい町空家等除却支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、おおい町補助金等交付規則(平成18年おおい町規則第32号)及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱(平成22年おおい町告示第14号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 老朽空家 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等及びこれに準じる状態にある空家等又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅に該当する空家等をいい、災害により著しく損傷し建築物でなくなったものを含む。
- (3) 準老朽空家 昭和56年5月31日までに着工又は建築された木造の空家等で、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条第1項第1号の規定により、構造の腐朽又は破損の程度を外観目視により評定した評点の合算が25点以上であるものをいう。
- (4) 狭あい道路 幅員3メートル未満の空家等に接する道をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、老朽空家又は準老朽空家(以下「老朽空家等」という。)の除却を実施しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 老朽空家等の所有権の全部を有する者
- (2) 老朽空家等の所有権の一部を有する者で、かつ他の所有権を有する者全員から委任を受けたもの
- (3) 老朽空家等の所有権の全部を相続した者又は所有権の一部を相続した者で、かつ他の所有権の相続人全員から委任を受けたもの
- (4) 前3号に掲げる者のほか、老朽空家等の除却について、権利を有していると町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 補助金の交付申請の日において、本町の税、使用料、負担金等を滞納している者
- (2) 抵当権その他の権利を有する者がある場合において、除却について、その者

の同意を得られない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、町内に存する老朽空家等の除却工事であって、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 他の補助金等の交付を受けていないものであること。
- (2) 同一敷地内にある工作物及び動産等の全てを除却するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 除却工事(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。以下同じ。)に要する経費
- (2) 除却工事により生じた廃棄物等の収集運搬処分に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、除却工事に係る諸経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、老朽空家においては、500,000円を、準老朽空家においては、300,000円を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、老朽空家においては1,000,000円を、準老朽空家においては600,000円を限度額とする。

- (1) 老朽空家の主たる構造が木造以外であるもの
- (2) 老朽空家等の延べ床面積が200平方メートル以上であるもの
- (3) 老朽空家等が狭あい道路沿い又は未接道であるもの

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、おおい町空家等除却支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 所有者であることが確認できる書類(登記事項証明書等)
- (2) 位置図
- (3) 現況写真
- (4) 工程表
- (5) 見積書
- (6) 申請者以外の権利者の同意書
- (7) 空家等状態調査の結果
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、おおい町空家等除却支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の申請内容を変更しようとするときは、速やかにおおい町空家等除却支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 工程表
 - (2) 見積書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (変更交付決定)

第10条 町長は、前条に規定する変更交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の変更交付を決定し、おおい町空家等除却支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかにおおい町空家等除却支援事業補助金交付中止承認申請書(様式第5号)に、町長が指示する書類を添えて町長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、おおい町空家等除却支援事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 補助事業後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、おおい町空家等除却支援事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付額の確定を受けたときは、おおい町空家等除却支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

(概算払)

第15条 町長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため、補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、交付決定額の一部を概算払により交付することができる。

(概算払の請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定による補助金の概算払の請求をしようとするときは、おおい町空家等除却支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（調査等）

第17条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員に關係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（交付決定の取消し）

第18条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第19条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る事項について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

（書類の保管）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

（個人情報の利用）

第21条 町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県に提供することができる。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。